

独立行政法人国際協力機構資産評価委員会

議 事 次 第

1. 日 時 平成21年2月23日（月） 14:00～
2. 場 所 外務省 共用南国際中会議室（666号室）
3. 議事
 - (1) 開会の辞
 - (2) 委員の紹介
 - (3) 独立行政法人国際協力機構資産評価委員会規則（案）について
 - (4) 委員長の選出、代理の指名
 - (5) 承継資産の評価について
 - (6) 閉会の辞

独立行政法人国際協力機構資産評価委員会

資 料 目 次

資料 1 独立行政法人国際協力機構資産評価委員名簿

資料 2 独立行政法人国際協力機構資産評価委員会規則（案）

資料 3 独立行政法人国際協力機構の承継資産の評価資料

評価決定書（案）

評価要領（別紙 1）

評価調書（別紙 2 - 1）

参考 1 関係法令（抜粋）

参考 2 開始貸借対照表（案）

独立行政法人国際協力機構

資産評価委員

緒方 貞子	(独立行政法人国際協力機構理事長)
勝野 成紀	(日本公認会計士協会常務理事)
川北 力	(財務省大臣官房総括審議官)
木寺 昌人	(外務省国際協力局長)
澁井 和夫	(社団法人日本不動産鑑定協会常務理事)
中村 明雄	(財務省理財局次長)

独立行政法人国際協力機構資産評価委員会規則（案）

（組織）

第1条 独立行政法人国際協力機構が承継した資産の評価に関する事務を処理するため、独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律（平成18年法律第100号）附則第2条第8項に規定する評価委員（以下「委員」という。）をもって独立行政法人国際協力機構資産評価委員会（以下「委員会」という。）を組織する。

（運営）

第2条 委員会の運営は、独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理及び経過措置に関する政令（平成20年政令第259号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（委員長）

第3条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第4条 委員会の会議は、委員長が日時、場所及び議題を定めて招集する。

第5条 委員長は、会議の議長となり、議事を総理する。

第6条 会議は、委員の過半数の出席（第8条第2項の規定による出席を含む。次条において同じ。）がなければ、開くことができない。

第7条 会議の議事は、委員の過半数で決する。

第8条 委員はあらかじめ指名した者を代理人として議決権を行使することができる。この場合において、委員は、議長に対し、あらかじめ委任状を提出し、議長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定により、あらかじめ指名した者を代理人として議決権を行使する委員は、会議に出席した委員とみなす。

第9条 会議に出席する委員は、あらかじめその指名する者を出席させ、意見を述べ又は説明させることができる。

2 議長は必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を述べ又は説明させることができる。

第10条 会議は、非公開とする。

2 会議資料は、公開とする。ただし、会議において特に必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(議事録)

第11条 会議の議事の概要は、議事録に記載しなければならない。

2 議事録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 会議開催の日時及び場所

(2) 出席者の氏名

(3) 議題

(4) 議事の経過及びその結果

3 議事録は、議長の署名を受けなければならない。

4 議事録は、公開とする。ただし、議長が特に必要があると認めた事項については、非公開とすることができる。

(事務局)

第12条 委員会の庶務は、外務省国際協力局政策課及び財務省大臣官房政策金融課において処理する。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

独立行政法人国際協力機構の
承継資産の評価資料

(資産評価委員会資料)

外務省国際協力局政策課
財務省大臣官房政策金融課

評価決定書（案）

独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律（平成18年法律第100号）附則第2条第8項の規定により、平成20年10月1日付で国際協力銀行から独立行政法人国際協力機構に承継された権利に係る資産の価額は、10,939,585,461,517円とする。

価額の決定については、別紙1の評価要領に従って、別紙2-1の評価調書のとおり決定したものである。なお、その内訳は、別紙2-2以下の内訳書のとおりである。

平成21年2月23日

独立行政法人国際協力機構資産評価委員

澁井 和夫 印

緒方 貞子

(代理) 大島 賢三 印

勝野 成紀 印

川北 力 印

木寺 昌人 印

中村 明雄 印

平成21年2月23日

評価要領(案)

独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律(平成18年法律第100号。以下「法」という。)附則第2条第8項の規定により、独立行政法人国際協力機構(以下「機構」という。)に承継される資産の価額の評価は、下記により実施するものとする。

記

1 評価の対象

評価の対象は、法附則第2条第8項の規定により、国際協力銀行から機構に承継される資産の価額とする。ただし、承継される物品のうち、承継時における貸借対照表の資産の部に計上することを要しないものを除く。

2 評価の方法

承継される資産の価額の評価は、法附則第2条第8項の規定により、平成20年10月1日現在における時価を基準として行うものとする。ただし、資産の種類、用途その他の事項を勘案して時価によることが適当でないとき、時価によらずに評価するものとする。

具体的な評価の方法は、別添のとおりとする。

3 評価額の決定

承継される資産の評価額の決定は、4により作成された評価調書に基づき、法附則第2条第8項の規定に基づき、評価委員が行うものとする。

4 評価調書は、外務省国際協力局政策課及び財務省大臣官房政策金融課において作成するものとする。

以上

評価方法（案）

勘定科目	評価方法	根拠
流動資産		
現金及び預金	<ul style="list-style-type: none"> 取得原価（簿価、有り高）により評価 	<ul style="list-style-type: none"> 「独立行政法人会計基準」第25
貸付金	<ul style="list-style-type: none"> 取得価額（貸付金の債権金額のうち「破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権」を除く債権金額）により評価 	<ul style="list-style-type: none"> 「独立行政法人会計基準」第29
貸倒引当金	<ul style="list-style-type: none"> 貸倒引当金については、金融庁作成の「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル」（以下「金融検査マニュアル」という。）に準拠して、自己査定の結果に基づき算定した貸倒見積高をもって評価 	<ul style="list-style-type: none"> 「独立行政法人会計基準注解」に関する Q&A Q29-2 「金融検査マニュアル」
前渡金	<ul style="list-style-type: none"> 取得原価により評価 	<ul style="list-style-type: none"> 「独立行政法人会計基準」第25
前払費用	<ul style="list-style-type: none"> 適正な期間按分計算を実施した価額をもって評価 	<ul style="list-style-type: none"> 「独立行政法人会計基準注解」10
未収収益	<ul style="list-style-type: none"> 適正な期間按分計算を実施した価額をもって評価 ただし、未収貸付金利息については金融庁作成の「金融検査マニュアル」に準じた債務者区分、債権分類に基づき破綻懸念先以下に該当する債権にかかる未収利息を控除 	<ul style="list-style-type: none"> 「独立行政法人会計基準注解」10 「独立行政法人会計基準」第29 「独立行政法人会計基準注解」に関する Q&A Q29-2 「金融検査マニュアル」
未収入金	<ul style="list-style-type: none"> 既に提供した役務等で未収入となっている額をもって評価 	<ul style="list-style-type: none"> 「独立行政法人会計基準」第40
算定割当量	<ul style="list-style-type: none"> 取得原価（簿価）により評価 	<ul style="list-style-type: none"> 「独立行政法人会計基準」第25
固定資産		

有形固定資産		
建物	<ul style="list-style-type: none"> 減価償却後の価額（簿価）により評価 ただし、当該価額が 50 万円以上のものを計上 	<ul style="list-style-type: none"> 「独立行政法人会計基準」第 31 「独立行政法人会計基準」第 25 「独立行政法人会計基準注解」に関する Q&A Q10-1
構築物	同上	同上
機械装置	同上	同上
車両運搬具	同上	同上
工具器具備品	同上	同上
土地	<ul style="list-style-type: none"> 不動産鑑定士による鑑定評価額により評価 	<ul style="list-style-type: none"> 「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律」附則第 2 条第 8 項に基づく時価評価
建設仮勘定	<ul style="list-style-type: none"> 取得原価（簿価）により評価 	<ul style="list-style-type: none"> 「独立行政法人会計基準」第 25
投資その他の資産		
投資有価証券	<ul style="list-style-type: none"> 時価（実質価額）により評価 	<ul style="list-style-type: none"> 「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律」附則第 2 条第 8 項に基づく時価評価 「独立行政法人会計基準」第 27
関係会社株式	<ul style="list-style-type: none"> 時価（実質価額）により評価 	<ul style="list-style-type: none"> 「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律」附則第 2 条第 8 項に基づく時価評価 「独立行政法人会計基準」第 27
破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権	<ul style="list-style-type: none"> 取得価額（貸付金の債権金額のうち「破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権」に該当する債権金額）により評価 	<ul style="list-style-type: none"> 「独立行政法人会計基準」第 29
貸倒引当金	<ul style="list-style-type: none"> 貸倒引当金については、金融庁作成の「金融検査マニュアル」に準拠して、自己査定の 	<ul style="list-style-type: none"> 「独立行政法人会計基準注解」に関する Q&A Q29-2 「金融検査マニュアル」

	結果に基づき算定した貸倒見積高をもって評価	
長期前払費用	・ 適正な期間按分計算を実施した価額をもって評価	・ 「独立行政法人会計基準注解」10
差入保証金	・ 取得原価（簿価）により評価	・ 「独立行政法人会計基準」第25

（注）外貨建金銭債権債務については「外貨建取引等会計処理基準」に基づき、旧国際協力銀行の最終事業年度の期末日時点の為替相場で円換算をもって評価する。

評 価 調 書

(単位:円)

区	分	数	量	金	額	参	照
流	動	資	産		10,767,530,220,678		別紙 2-2
現	金	及	び	預	金	4,067,729,264	
貸		付			金	1,802 件	10,847,779,238,478
貸	倒	引	当		金		△ 141,311,874,544
前		渡			金		255,325,420
前	払		費		用		26,467,110
未	収		収		益		56,395,996,949
未	収	貸	付	金	利	息	56,280,083,726
未	収	コ	ミ	ツ	ト	メ	ン
							ト
							チ
							ャ
							ー
							ジ
							105,259,253
未	収	受	取	利	息		10,653,970
未	収		入		金		280,330,403
算	定	割	当		量		37,007,598
固	定	資	産			172,055,240,839	
有	形	固	定	資	産		17,423,261,104
建					物	延 11,809.84 m ²	2,521,910,384
構		築			物	18 件	55,951,427
機	械		装		置	19 件	190,876,042
車	両	運	搬		具	43 件	137,918,863
工	具	器	具	備	品	85 件	531,085,953
土					地	8,947.93 m ²	13,873,270,000
建	設	仮	勘		定	11 件	112,248,435
投	資	そ	の	他	の	資	産
							154,631,979,735
投	資	有	価	証	券	5 件	1,154,481,939
関	係	会	社	株	式	11 件	133,926,638,348
破	産	債	権	、	再	生	債
そ	の	他	こ	れ	ら	に	準
							ず
							る
							債
							権
							75,156,018,602
貸	倒	引	当		金		△ 56,359,245,221
長	期	前	払		用		6,992,459
差	入	保	証		金	86 件	747,093,608
資	産	合	計				10,939,585,461,517

流動資産内訳

(単位:円)

区分	内訳	評価額
現金及び預金	駐在員事務所現金	4,228,813
	駐在員事務所預金	90,022,534
	当座預金	3,973,477,917
	小計	4,067,729,264
貸付金	債権分類に基づき正常先・要注意先・要管理先に該当する債権	10,847,779,238,478
	貸倒引当金	△ 141,311,874,544
	小計	10,706,467,363,934
前渡金	調査業務等にかかる1年以内前払分	255,325,420
前払費用	事務所賃借料にかかる1年以内前払分	26,467,110
未収収益	未収貸付金利息	56,280,083,726
	未収コミットメントチャージ	105,259,253
	未収受取利息	10,653,970
	小計	56,395,996,949
未収入金	消費税還付金等	280,330,403
算定割当量	世銀炭素基金に対する出資に関し受領した京都メカニズムに基づく排出権	37,007,598
合計		10,767,530,220,678

有形固定資産内訳

区分	本支局別	数量	帳簿価格(参考)	評価額	参照
建物	本部	延 11,809.84 m ²	2,498,111,985 円	2,498,111,985 円	
	在外事務所	延 0.00 m ²	0 円	23,798,399 円	
	計	延 11,809.84 m ²	2,498,111,985 円	2,521,910,384 円	
構築物	本部	18 件	55,951,427 円	55,951,427 円	
	在外事務所	0 件	0 円	0 円	
	計	18 件	55,951,427 円	55,951,427 円	
機械装置	本部	18 件	190,003,649 円	190,003,649 円	
	在外事務所	1 件	872,393 円	872,393 円	
	計	19 件	190,876,042 円	190,876,042 円	
車両運搬具	本部	5 台	10,080,161 円	10,080,161 円	
	在外事務所	38 台	127,838,702 円	127,838,702 円	
	計	43 台	137,918,863 円	137,918,863 円	
工具器具備品	本部	63 件	87,698,229 円	506,972,343 円	
	在外事務所	22 件	24,113,610 円	24,113,610 円	
	計	85 件	111,811,839 円	531,085,953 円	
土地	本部	8,947.93 m ²	3,008,459,310 円	13,873,270,000 円	
	在外事務所	0.00 m ²	0 円	0 円	
	計	8,947.93 m ²	3,008,459,310 円	13,873,270,000 円	
建設仮勘定	本部	5 件	46,852,339 円	81,759,589 円	
	在外事務所	6 件	0 円	30,488,846 円	
	計	11 件	46,852,339 円	112,248,435 円	
計	本部		5,897,157,100 円	17,216,149,154 円	
	在外事務所		152,824,705 円	207,111,950 円	
	計		6,049,981,805 円	17,423,261,104 円	

※償却資産の帳簿価格とは、平成20年9月30日現在の減価償却後の残価格のことである。

※※平成20年9月30日現在の償却資産帳簿価格から削除した、50万円未満の資産総額は、126,047,046円である。

有形固定資産内訳

区分	本支局別		数量	帳簿価格(参考)	評価額	参照		
建物	本部		延 11,809.84 m ²	2,498,111,985 円	2,498,111,985 円			
		竹橋合同ビル	延 4,207.41 m ²	980,623,775 円	980,623,775 円	区分所有		
		パレスサイドビル	延 0.00 m ²	132,885,915 円	132,885,915 円	賃借ビルの内装		
		永福町住宅	延 2,579.30 m ²	696,003,057 円	696,003,057 円			
		調布住宅	延 1,218.34 m ²	37,592,384 円	37,592,384 円			
		西船橋住宅	延 1,297.48 m ²	190,929,033 円	190,929,033 円			
		南行徳住宅	延 1,471.71 m ²	334,436,394 円	334,436,394 円			
		麻布分室	延 1,035.60 m ²	125,641,427 円	125,641,427 円			
	在外事務所		延 0.00 m ²	0 円	23,798,399 円			
		バングラデシュ	延 0.00 m ²	0 円	1,927,090 円	賃借ビルの内装		
		ブラジル	延 0.00 m ²	0 円	4,137,713 円	賃借ビルの内装		
		マレーシア	延 0.00 m ²	0 円	764,858 円	賃借ビルの内装		
		パキスタン	延 0.00 m ²	0 円	8,949,011 円	賃借ビルの内装		
		中華人民共和国	延 0.00 m ²	0 円	2,026,886 円	賃借ビルの内装		
		英国	延 0.00 m ²	0 円	1,990,044 円	賃借ビルの内装		
		エジプト	延 0.00 m ²	0 円	4,002,797 円	賃借ビルの内装		
		計	延 11,809.84 m ²	2,498,111,985 円	2,521,910,384 円			
		構築物	本部		18 件	55,951,427 円	55,951,427 円	
				竹橋合同ビル	4 件	16,394,881 円	16,394,881 円	
				永福町住宅	2 件	14,335,955 円	14,335,955 円	
西船橋住宅	5 件			4,451,645 円	4,451,645 円			
南行徳住宅	3 件			10,524,192 円	10,524,192 円			
在外事務所	麻布分室		4 件	10,244,754 円	10,244,754 円			
			0 件	0 円	0 円			
	計		18 件	55,951,427 円	55,951,427 円			
機械装置	本部		18 件	190,003,649 円	190,003,649 円			
		竹橋合同ビル	15 件	169,698,917 円	169,698,917 円			
	在外事務所	西船橋住宅	1 件	1,892,602 円	1,892,602 円			
		南行徳住宅	2 件	18,412,130 円	18,412,130 円			
			1 件	872,393 円	872,393 円			
		パキスタン	1 件	872,393 円	872,393 円			
計	19 件	190,876,042 円	190,876,042 円					
車両運搬具	本部		5 台	10,080,161 円	10,080,161 円			
		新宿マインズタワー	3 台	5,445,108 円	5,445,108 円			
	在外事務所	竹橋合同ビル	2 台	4,635,053 円	4,635,053 円			
			38 台	127,838,702 円	127,838,702 円			
		ヨルダン	2 台	4,644,743 円	4,644,743 円			
		パキスタン	2 台	10,564,668 円	10,564,668 円			
		エジプト	2 台	7,800,061 円	7,800,061 円			
		マレーシア	2 台	10,209,489 円	10,209,489 円			
		スリランカ	3 台	7,140,195 円	7,140,195 円			
		インドネシア	5 台	13,076,922 円	13,076,922 円			
		バングラデシュ	1 台	1,080,870 円	1,080,870 円			
		ケニア	1 台	2,506,306 円	2,506,306 円			
		インド	4 台	21,589,835 円	21,589,835 円			
		ベトナム	3 台	10,642,453 円	10,642,453 円			
		フランス	1 台	3,506,508 円	3,506,508 円			
		タイ	3 台	11,200,082 円	11,200,082 円			
		フィリピン	4 台	8,747,009 円	8,747,009 円			
		ブラジル	1 台	2,644,971 円	2,644,971 円			
		ペルー	2 台	7,122,233 円	7,122,233 円			
		中華人民共和国	2 台	5,362,357 円	5,362,357 円			
計	43 台	137,918,863 円	137,918,863 円					

有形固定資産内訳

区分	本支局別	数量	帳簿価格(参考)	評価額	参照
工具器具備品	本部	63 件	87,698,229 円	506,972,343 円	国への未承継分
	竹橋合同ビル	41 件	56,998,120 円	476,272,234 円	
	パレスサイドビル	2 件	6,782,331 円	6,782,331 円	
	永福町住宅	3 件	2,280,710 円	2,280,710 円	
	調布住宅	1 件	555,013 円	555,013 円	
	西船橋住宅	2 件	7,347,668 円	7,347,668 円	
	麻布分室	12 件	12,558,625 円	12,558,625 円	
	南蓼科倶楽部	2 件	1,175,762 円	1,175,762 円	
	在外事務所	22 件	24,113,610 円	24,113,610 円	
	ヨルダン	1 件	754,952 円	754,952 円	
	パキスタン	3 件	3,659,762 円	3,659,762 円	
	マレーシア	1 件	682,109 円	682,109 円	
	スリランカ	3 件	2,431,837 円	2,431,837 円	
	インドネシア	1 件	980,593 円	980,593 円	
	インド	2 件	2,701,046 円	2,701,046 円	
	ベトナム	1 件	1,079,331 円	1,079,331 円	
	フランス	1 件	1,822,545 円	1,822,545 円	
	タイ	1 件	805,293 円	805,293 円	
	フィリピン	1 件	1,223,600 円	1,223,600 円	
	ブラジル	1 件	822,838 円	822,838 円	
	ペルー	4 件	2,549,643 円	2,549,643 円	
	中華人民共和国	1 件	1,919,733 円	1,919,733 円	
アメリカ合衆国	1 件	2,680,328 円	2,680,328 円		
	計	85 件	111,811,839 円	531,085,953 円	
土地	本部	8,947.93 m ²	3,008,459,310 円	13,873,270,000 円	区分所有
	竹橋合同ビル	864.59 m ²	900,214,750 円	10,671,270,000 円	
	永福町住宅	1,597.93 m ²	941,527,335 円	944,000,000 円	
	調布住宅	1,714.50 m ²	160,190,000 円	439,000,000 円	
	西船橋住宅	3,579.60 m ²	219,895,285 円	435,000,000 円	
	南行徳住宅	596.97 m ²	245,000,000 円	214,000,000 円	
	麻布分室	594.34 m ²	541,631,940 円	1,170,000,000 円	
	在外事務所	0.00 m ²	0 円	0 円	
	計	8,947.93 m ²	3,008,459,310 円	13,873,270,000 円	
建設仮勘定	本部	5 件	46,852,339 円	81,759,589 円	
	日建建設	2 件	5,768,906 円	5,768,906 円	
	須賀工業	1 件	30,556,715 円	30,556,715 円	
	高砂熱学工業	1 件	10,526,718 円	10,526,718 円	
	明豊ファンリティワークス	1 件	0 円	34,907,250 円	
	在外事務所	6 件	0 円	30,488,846 円	
	タイ	1 件	0 円	8,344,633 円	
	ペルー	1 件	0 円	7,303,944 円	
	フィリピン	1 件	0 円	2,007,308 円	
	ヨルダン	1 件	0 円	229,209 円	
	フランス	1 件	0 円	9,817,962 円	
	ベトナム	1 件	0 円	2,785,790 円	
	計	11 件	46,852,339 円	112,248,435 円	

有形固定資産内訳

区分	本支局別	数量	帳簿価格(参考)	評価額	参照
計	本部		5,897,157,100 円	17,216,149,154 円	
	新宿メインズタワー		5,445,108 円	5,445,108 円	
	竹橋合同ビル		2,128,565,496 円	12,318,894,860 円	
	パレスサイドビル		139,668,246 円	139,668,246 円	
	永福町住宅		1,654,147,057 円	1,656,619,722 円	
	調布住宅		198,337,397 円	477,147,397 円	
	西船橋住宅		424,516,233 円	639,620,948 円	
	南行徳住宅		608,372,716 円	577,372,716 円	
	麻布分室		690,076,746 円	1,318,444,806 円	
	南蓼科倶楽部		1,175,762 円	1,175,762 円	
	日建建設		5,768,906 円	5,768,906 円	
	須賀工業		30,556,715 円	30,556,715 円	
	高砂熱学工業		10,526,718 円	10,526,718 円	
	明豊ファシリティワークス		0 円	34,907,250 円	
	在外事務所		152,824,705 円	207,111,950 円	
	バン格拉デシュ		1,080,870 円	3,007,960 円	
	ブラジル		3,467,809 円	7,605,522 円	
	マレーシア		10,891,598 円	11,656,456 円	
	パキスタン		15,096,823 円	24,045,834 円	
	中華人民共和国		7,282,090 円	9,308,976 円	
	英国		0 円	1,990,044 円	
	エジプト		7,800,061 円	11,802,858 円	
	ヨルダン		5,399,695 円	5,628,904 円	
	スリランカ		9,572,032 円	9,572,032 円	
	インドネシア		14,057,515 円	14,057,515 円	
	ケニア		2,506,306 円	2,506,306 円	
	インド		24,290,881 円	24,290,881 円	
	ベトナム		11,721,784 円	14,507,574 円	
	フランス		5,329,053 円	15,147,015 円	
	タイ		12,005,375 円	20,350,008 円	
	フィリピン		9,970,609 円	11,977,917 円	
	ペルー		9,671,876 円	16,975,820 円	
	アメリカ合衆国		2,680,328 円	2,680,328 円	
	総計		6,049,981,805 円	17,423,261,104 円	

※償却資産の帳簿価格とは、平成20年9月30日現在の減価償却後の残価格のことである。

土地の鑑定評価額一覧

施設名	用途	所在地（登記簿地番）	所有形態	取得年月日	敷地面積 （登記簿） A	敷地権持分 割合分子 （登記簿） B	敷地権持分 割合分母 （登記簿） C	土地持分=A*B/C	地目（登記簿）	評価額 （不動産鑑定）	備考
竹橋合同ビル	本部	千代田区大手町1丁目10番	区分所有	昭和48年5月18日	5,518.54	86,492.00	552,066.00	864.59	宅地	10,671,270,000.00	
永福町住宅	職員住宅	杉並区和泉3丁目942番7	所有	平成10年6月16日	1,597.93			1,597.93	宅地	944,000,000.00	
調布住宅	職員住宅	調布市染地2丁目42番42ほか2筆	所有	昭和49年6月17日	1,714.50			1,714.50	宅地、雑種地	439,000,000.00	地目の一部（2.19㎡）は雑種地
西船橋住宅	職員住宅	船橋市行田町51番2ほか2筆	所有	昭和56年3月31日	3,579.60			3,579.60	宅地	435,000,000.00	
南行徳住宅	職員住宅	市川市欠真間2丁目20番6	所有	平成8年1月31日	596.97			596.97	宅地	214,000,000.00	
麻布分室	研修所	港区元麻布3丁目210番12	所有	昭和58年9月1日	594.34			594.34	宅地	1,170,000,000.00	
合計								8,947.93		13,873,270,000.00	

投資その他の資産内訳表

(単位：円)

区分	内訳	評価額
投資有価証券	アジアインフラストラクチャ開発会社	21,567,376
	国際連合大学信託基金	154,336,600
	世銀炭素基金	279,917,854
	地方企業育成基金	362,403,531
	メキシコ環境基金	336,256,578
	小計	1,154,481,939
関係会社株式	スマトラパルプ株式会社	2,758,289,455
	日本シンガポール石油化学株式会社	5,850,525,774
	日本・サウジアラビアメタノール株式会社	7,149,297,104
	サウディ石油化学株式会社	29,079,522,477
	カフコジャパン投資株式会社	2,436,204,983
	大連工業団地投資株式会社	394,394,756
	日本ウジミナス株式会社	20,219,037,435
	日伯紙パルプ資源開発株式会社	15,010,803,073
	日本アサハンアルミニウム株式会社	25,024,662,250
	日本アマゾンアルミニウム株式会社	26,002,629,979
	タイリカバリーファンド	1,271,062
小計	133,926,638,348	
破綻債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権	債権分類に基づき破綻懸念先に該当する債権	75,156,018,602
	貸倒引当金	△ 56,359,245,221
	小計	18,796,773,381
長期前払費用	事務所賃借料にかかる1年超前払分	6,992,459
差入保証金	事務所賃借にかかる敷金等	747,093,608
合計		154,631,979,735

• 参考 1 關係法令 (抜粹)

• 参考 2 開始貸借対照表 (案)

独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律
(平成十八年十一月十五日法律第百号)

附則 抄

(権利及び義務の承継)

第二条 この法律の施行の時ににおいて現に国際協力銀行が有する権利及び義務であつて次に掲げるものは、次項の規定により国が承継する資産を除き、権利及び義務の承継に関し必要な事項を定めた承継計画書において定めるところに従い、その時ににおいて独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）が承継する。

- 一 附則第十一条の規定による改正前の国際協力銀行法（平成十一年法律第三十五号。以下この条から附則第四条まで及び附則第六条において「改正前国際協力銀行法」という。）第二十三条第二項に規定する海外経済協力業務に係る権利及び義務
- 二 改正前国際協力銀行法第五十六条第一号に規定する役員及び職員その他の管理業務に係る権利及び義務のうち機構が承継することとされたもの
- 2 前項各号に掲げる業務に係る権利のうち、機構がそれらの業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、この法律の施行の時ににおいて国が承継する。
- 3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。
- 4 第一項の承継計画書は、国際協力銀行が、政令で定める基準に従って作成し、外務大臣及び財務大臣の認可を受けたものでなければならない。
- 5 国際協力銀行の平成二十年四月一日に始まる事業年度の決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書の作成等については、改正前国際協力銀行法第四十条第一項（監事の意見に係る部分に限る。）及び第四十三条第一項（監事の意見に係る部分に限る。）に係る部分を除き、機構及び株式会社日本政策金融公庫が従前の例により行うものとする。この場合において、改正前国際協力銀行法第四十条第一項中「を四月から九月まで及び十月から翌年三月までの半期ごとに、」とあるのは「並びに」と、「これらの半期及び事業年度ごとに作成」とあるのは「作成」と、「当該半期経過後二月以内又は当該事業年度終了後三月以内に」とあるのは「平成二十年十二月三十一日までに」と、改正前国際協力銀行法第四十二条中「毎事業年度の決算を翌事業年度の五月三十一日」とあるのは「平成二十年四月一日に始まる事業年度に係る決算を平成二十年十

一月三十日」と、改正前国際協力銀行法第四十三条第三項中「翌事業年度の十一月三十日」とあるのは「平成二十一年十一月三十日」とする。

- 6 国際協力銀行の平成二十年四月一日に始まる事業年度の改正前国際協力銀行法第二十三条第二項に規定する海外経済協力業務に係る改正前国際協力銀行法第四十四条の規定による利益及び損失の処理並びに国庫への納付については、機構が従前の例により行うものとする。この場合において、同条第五項中「毎事業年度」とあるのは「平成二十年四月一日に始まる事業年度」と、「翌事業年度の五月三十一日」とあるのは「平成二十年十一月三十日」とする。
- 7 第一項の規定により機構が国際協力銀行の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継する資産の価額（改正前国際協力銀行法第四十四条第二項の規定により積立金として積み立てられている金額があるときは当該金額を控除した金額とし、同条第三項の規定により繰越欠損金として整理されている金額があるときは当該金額を加算した金額とする。）から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に対し追加して出資されたものとする。
- 8 前項の資産の価額は、施行日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。
- 9 前項の評価委員その他評価に関して必要な事項は、政令で定める。
- 10 第一項の規定により機構が国際協力銀行の権利及び義務を承継したときは、その承継の際改正前国際協力銀行法第四十四条第二項の規定により積立金として積み立てられている金額又は同条第三項の規定により繰越欠損金として整理されている金額は、この法律による改正後の独立行政法人国際協力機構法（以下この条、次条及び附則第六条において「新法」という。）第十七条第二項第二号に規定する有償資金協力勘定において、それぞれ新法第三十一条第五項の準備金又は同条第六項の繰越欠損金として整理しなければならない。
- 11 国際協力銀行は、第一項の規定により機構が国際協力銀行の権利及び義務を承継したときは、その承継の際改正前国際協力銀行法第四十一条第一項第二号に掲げる業務に係る勘定に属する資本金の額により資本金を減少するものとする。

独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理及び経過措置に関する政令

(平成二十年八月二十七日政令第二百五十九号) 抄

(承継計画書の作成基準)

第九条 法附則第二条第一項の承継計画書は、同条第二項の規定により国が承継する資産を除き、法の施行の時に現に国際協力銀行が有する権利及び義務について、次に掲げる事項を基準として定めるものとする。

- 一 法附則第十一条の規定による改正前の国際協力銀行法（平成十一年法律第三十五号。以下次号において「改正前国際協力銀行法」という。）第二十三条第二項に規定する海外経済協力業務に係る権利及び義務を機構が承継するものとする。
- 二 改正前国際協力銀行法第五十六条第一号に規定する役員及び職員その他の管理業務に係る権利及び義務のうち、外務大臣及び財務大臣が協議して定めるところにより機構が承継することとされたものを機構が承継するものとする。

(承継資産に係る評価委員の任命等)

第十条 法附則第二条第八項の評価委員は、次に掲げる者につき外務大臣及び財務大臣が任命する。

- 一 外務省の職員 一人
 - 二 財務省の職員 二人
 - 三 独立行政法人国際協力機構の役員 一人
 - 四 学識経験のある者 二人
- 2 法附則第二条第八項の規定による評価は、同項の評価委員の過半数の一致によるものとする。
 - 3 法附則第二条第八項の規定による評価に関する庶務は、外務省国際協力局政策課及び財務省大臣官房政策金融課において処理する。

貸借対照表
平成20年10月1日現在

参考2

(単位:円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	10,767,530,220,678	流 動 負 債	410,714,659,836
現 金 及 び 預 金	4,067,729,264	1 年 以 内 償 還 予 定 財 政 融 資 資 金 借 入 金	396,804,210,000
貸 付 金	10,847,779,238,478	未 払 金	90,870,754
貸 倒 引 当 金	△ 141,311,874,544	未 払 費 用	13,327,847,963
前 渡 金	255,325,420	リ ー ス 債 務	120,627,612
前 払 費 用	26,467,110	預 り 金	34,434,581
未 収 収 益	56,395,996,949	賞 与 引 当 金	257,056,857
未 収 貸 付 金 利 息	56,280,083,726	仮 受 金	79,612,069
未 収 コ ミ ッ ト メ ン ト チ ャ ー ジ	105,259,253	固 定 負 債	2,723,701,548,947
未 収 受 取 利 息	10,653,970	財 政 融 資 資 金 借 入 金	2,717,457,986,000
未 収 入 金	280,330,403	長 期 リ ー ス 債 務	298,646,502
算 定 割 当 量	37,007,598	退 職 給 付 引 当 金	5,944,916,445
固 定 資 産	172,055,240,839	(負 債 合 計)	3,134,416,208,783
有 形 固 定 資 産	17,423,261,104	資 本 金	7,307,565,785,510
建 物	2,521,910,384	政 府 出 資 金	7,307,565,785,510
構 築 物	55,951,427	利 益 剰 余 金	497,603,467,224
機 械 装 置	190,876,042	準 備 金	497,603,467,224
車 両 運 搬 具	137,918,863	(純 資 産 合 計)	7,805,169,252,734
工 具 器 具 備 品	531,085,953		
土 地	13,873,270,000		
建 設 仮 勘 定	112,248,435		
投 資 そ の 他 の 資 産	154,631,979,735		
投 資 有 価 証 券	1,154,481,939		
関 係 会 社 株 式	133,926,638,348		
破 産 債 権 、 再 生 債 権 、 更 生 債 権	75,156,018,602		
そ の 他 こ れ ら に 準 ず る 債 権	△ 56,359,245,221		
貸 倒 引 当 金			
長 期 前 払 費 用	6,992,459		
差 入 保 証 金	747,093,608		
資 産 合 計	10,939,585,461,517	負 債 ・ 純 資 産 合 計	10,939,585,461,517